

犯罪被害者等施策講演会（第16回）

日時：令和8年2月13日（金）14時～15時10分

場所：中央合同庁舎2号館地下2階講堂

演題：「闇サイト殺人事件の被害者遺族となって」

講師：磯谷 富美子 氏

磯谷富美子と申します。

私は、今から18年ほど前に、一人娘の利恵を犯罪で亡くしました。こうして思い出すのもつらい話をするのは、娘と同じような被害者を出したくない、事件を風化させたくないからです。人は二度死ぬと言います。一度目は誰でもが避けて通れない肉体的な死。二度目は、その人の存在を完全に忘れ去られることによる死です。娘がこの社会の中で生活していたことを忘れないでほしい。恐怖のさなかでも、どんな脅迫にも屈することなく戦った娘がいたことを忘れないでほしい。優しく思いやりに富んだ、親孝行な娘がいたことを忘れないでほしい。そんな思いを込めて話をさせていただきます。

皆様は、事件に関することはニュースで知ることができますが、残された遺族のその後の生活はなかなかお分かりにならないと思います。遺族は大切な人を亡くしたという直接の被害以外に、精神的な苦痛や身体の不調、あるいは経済的な損失、プライバシーの侵害など、様々な二次被害を被ります。この二次被害は、相手の立場に立って考え行動することで減らすことができます。一遺族として、事件によってどのように生活が変化し、今日までどのように過ごし、何を思ったかをお話しさせていただきます。現在とは違っている点や、立場によっては違う考えの方もいらっしゃるかとは思いますが、私の体験として聞いていただきたいと思います。

犯罪被害者遺族になるということとはどのようなことなのか、少しでも御理解いただき、被害者が二次被害等で苦しむことがないように、司法も含め社会全体が変わっていくことを願っています。

とはいえ、多くの方は「自分や自分の大切な人は犯罪に巻き込まれることはないだろう」このように考えているのではないのでしょうか。私ども親子はそうでしたし、考えたこともありませんでした。犯罪とは無縁の生活を送り、ささやかですが、それなりに幸せの毎日でした。しかし、突然、何の関係も落ち度もない娘が殺されてしまいました。無差別強盗殺人事件です。闇バイトを使った強盗事件や無差別殺傷事件など、誰が被害者となってもおかしくない社会です。

まずは、どのような事件であったのか、DVDを見ていただきます。これは事件から1年1か月後の初公判前日にテレビで流れたものを録画したものです。

(動画上映)

皆様、御覧になってどのようにお感じになられたでしょうか。このような者でも自首減刑されるのです。無期懲役は再び社会に戻ることでできる刑です。この加害者が出所して、皆様の家の隣、あるいは大切なお子さんやお孫さんの隣に住んだとしたら、平気でしょうか。どうか身近なこととしてお考えいただきたいと思います。

この事件は、裁判員裁判がまだ始まっていなかったために、職業裁判官によって裁かれました。被告3人の死刑求刑に対し、加害者Aが死刑、加害者Bと加害者Cは無期懲役の判決でした。その後、加害者Aは2015年に刑が執行されています。

突然の悲報は、当然受け入れることなどできません。警察署で会った娘は、ブルーシートに包まれていました。顔は何か所も青あざが広がってパンパンにむくみ、眉間や左頬、顎には傷があり、バリバリに固まった髪の毛は大量の出血を想像させました。その左側頭部にはガーゼが当ててあり、傷口を隠してありました。そんな姿を見て、強く抱き締めると痛いのではないかと思い、「もうお母さんがいるから大丈夫よ、安心して、もう怖くないからね。」と言いながら、そっと撫でることしかできませんでした。当時のことはよく覚えていませんが、今でもはっきり覚えているのは、頬をつけたときの娘の異常な冷たさです。亡くなったという現実を突きつけられたショックが、記憶としてとどまったのかもしれない。

また、司法解剖を終え、物言わぬ姿で帰宅した娘の両手首は、手錠をかけられていたために内出血のような青あざが広がっていました。娘の恐怖が伝わってくるようで、何とも言えない悲しみに襲われたのを覚えています。どれほど怖かったことでしょうか。どれほど苦しかったことでしょうか。どれほど痛かったことでしょうか。そして、どれほど生きたかったことでしょうか。

顔の青あざを少しでも隠してあげたいと思いました。姉と2人で化粧してあげた娘は、白無垢をまとった花嫁のようでした。私には、解剖の痕を隠すように頭を覆った綿のようなものが綿帽子に見え、白装束が白無垢に見えました。

この時点での私どもは、警察から事件の詳しい内容は聞いておらず、新聞の「第4の男」という見出しを見て、まだ共犯者がいると思ってしまいました。ネットでは殺害方法があまりにも残虐だったために、愉快犯の仕業ではないかと流れていると聞き、娘の最後の姿を確認するために葬儀に現れるのではないかと、ピリピリした緊張感の中で執り行うこととなりました。警察はマスコミに流すくらいの情報は、私ども遺族にも教えてほしいと思います。そうであつたら、余計な神経を使うこともなかったでしょう。調書を録られるときに尋ねればよかったのですが、姉と共に出向いた私は姉と別々にされ、調書を録られました。まるで悪いことをしたかのような緊張感です。質問するのもはばかられました。

「犯人は1人ではないのですか」「娘はどのような状態なのですか」「いつ会えますか」だけ尋ねたのを覚えています。調書を録り終え、部屋を出るときに聞いた、「犯人は精神異常

者でも少年でもありません。これは重大事件です」との言葉が何を意味するのか、当時の私には分かりませんでした。

警察での調書作成では不愉快な思いをしました。調書を録る方にとっては、いつもの仕事の一環でしかないでしょうが、遺族にとっては、受入れがたい現実と向き合わなければならない不安な時間です。運転免許証を見せられ、この人を殺したと言っているが娘さんに間違いはないかと確認された後に、すぐに調書を録られました。娘の死以前に、事件も受け入れ切れない状態のときに、軽い感じの話し方や事務作業に関する緊張感のない会話が何回か交わされ、その心配りのない態度に、いら立ちを覚えました。こちらがどんな思いで座っているのか考えていただけたら、直接の言葉はなくとも、その態度や話し方で気遣いを感じることができます。被害者や遺族に私のような思いをしてほしくありません。調書を録られるという、初めての経験で受けた印象は、警察官全体に対する悪いイメージとして残ってしまいます。

また、私は、娘が彼らに奪われたお金は全額戻ってくると思っていたのですが、奪ったお金を使う時間がなかったにもかかわらず、私の手元に戻ってきたのは、3人が等分していた分の1人分だけです。1人の被告からしか証拠として押収していなかったからです。娘から奪ったお金を、全て証拠として調べてほしかったと思います。娘が働いて得たお金は、1円たりとも彼らに渡したくないからです。

そのような中、見ず知らずの方から、励まし、労り、犯人に対する憤り等のお手紙をいただきました。その中の一通に、「1人の被害者では、日本の司法では何故か死刑にはならないだろう」と書かれてありました。当然、死刑と思っていた私どもが思いつくのは、3人の極刑を求める署名活動しかありません。娘は、殺されるために生まれてきたわけではありません。しかし、活動中何度も頭をもたげたのは、当然の刑を下してもらうために、一番つらい立場の人が一番つらい時期に、このような活動をしなければならないという、今の司法に対する疑問や憤りでした。

事件から20日ほど経った9月の半ば、姉と2人だけで活動をスタートさせました。住所の分かる方には署名用紙を送り、また、ホームページを立ち上げて用紙を印刷できるようにしましたが、立ち上げ早々はなかなかうまくいかず、多くの方に用紙を送らなければならない状態でした。宛名書きで毎晩寝るのは、午前2時、3時となり、寝る間を惜しんでの活動となりましたが、精神的には悲しむ時間がなく、かえってよかったのだと思います。事件から間もないときに、遺族がこのような多忙な日々を送っているとは、誰が想像できたでしょうか。そのような状態のときに、勇気を持って訪ねてくれた友人たちが手伝ってくれることになりました。

事件から1か月後には、名古屋駅周辺で最初の街頭署名です。このとき私は、ホームページのメールの処理に追われ参加できませんでしたが、帰宅した姉から、署名をお願いした方の半分ほどの方はこの事件を御存じなかったが、事件の内容を話しお願いした方は全員協力してくださったと聞きました。署名活動は当初打ち出した10月1日までに10万名を

超える御協力をいただくことができました。ホームページを立ち上げた日から計算すると、用紙の郵送期間を除くと、ほぼ1週間の間に多くの方が署名して下さったこととなります。御協力いただいた方の中には、事件を自分のことのように捉えてくださり、何百名・何千名と集めて下さった方もたくさんいらっしゃいましたし、外国にお住まいの日本人の方やその友人の外国人など、いろいろな国からも署名が送られてきました。その中には、「国は違っても子供を殺された親の気持ちは一緒だ」と言って署名をしてくださった方もいらっしゃったようです。逆の立場だったらと思うと、言葉では言い表せないほどの感謝の気持ちでいっぱいになります。もちろん、私どもの知人もたくさん集めてくれました。

署名の御協力はもちろんのこと、同封された励ましの手紙や応援のメールに元気をいただきました。その中には、罪を犯した人、闇サイトを使ったことがある人も含まれていました。当然のことですが、逆のメールも本当に少数ではありますが、送られてきました。しかし、それらのメールはしっかり読んでいません。

署名活動は全ての裁判が結審したことを受け、娘の5年目の命日をもって終了しましたが、その間に御協力いただいた方は332,806名になります。皆様には、ただただ感謝の気持ちでいっぱいです。

この活動にはマスコミの力が大きく影響を及ぼしました。しかし、マスコミ被害がなかったわけではありません。調書を録り終え、警察署を出たのは午前1時を回っていました。既にマスコミが押し寄せていたので裏口から出してもらい、自宅へと向かいましたが、自宅周辺はマスコミらしき車が何台もとまっていて、家に帰ることもできず、そのまま姉の家に1泊することとなりました。マスコミの人たちは、私が帰宅しないので、近所の人にいろいろ聞いて回ったようです。時間は午前1時半頃のことです。後に御迷惑をおかけしたことをお詫びすることとなりました。

それからというもの、毎日マスコミが訪ねてくるので、警察のほうに何とかしてほしいとお願いしました。そのときにお母さんのコメントをもらうまでは難しいので、手紙で書いてもらえると、警察のほうからそれを渡しますとのことで、マスコミの皆様へと題して、彼ら3人のこの世の存在を絶対に認めません、絶対に、絶対に許しませんという内容の手紙を書きました。しかし、署名活動を開始すると、少しでも多くの方に活動を知ってほしいと、できる限りの取材に応じてきましたが、事件早々の取材ほど、つらく苦しいものはありません。娘の惨い姿を思い出すような質問や、聞かなくても分かるでしょうと思う質問に、傷口をえぐられる思いで答えてきました。姉が見るに見かねて「もうやめてください」と止めに入ったことも、取材が終わると、ぐったりしてしばらく横になって休んだこともありました。こうして私は何度もテレビに出ることになりましたが、「ちょっとこの人出過ぎじゃない」との声も人づてに耳に入り、悲しい思いもしました。

このように、何度も取材を受けましたが、時間の経過というよりも、被害回復の状態によって、私の気持ちは変化しました。裁判中は彼らを死刑にすることしか頭になかったので、結審しても、その後遺症で事件のことが頭から離れずに苦しい時間が続きました。一

時でも事件のことを忘れたいと思い、習い事を始めた頃に、事件の一報を受けてからの状況を細かく聞かれたことがあります。事件当初の話はしたくないと言うと、「そのために来たのに」と嫌な顔をされたので、仕方なく対応しましたが、18年以上経った今では、同じ質問をされても普通に対応できます。

大崎善生先生が、娘の事件を扱ったノンフィクション小説「いつかの夏」を書いてくださるときにも、とてもつらい思いをしました。確認事項が何点かありましたが、そのたびに公判記録を引っ張り出さねばなりません。裁判が終わり、二度と見ることはない、見たくないという封印した書類を再び開くときは、なぜ書くことを承諾したのかと、あまりのつらさに後悔しました。でも今は、小説として残してくださったことに感謝しています。

こうしたつらい思いをした甲斐があり、娘の事件は多くの人を知るところとなり、署名も予想以上に集まりました。あとは一日も早く公判が開かれるのを待つばかりです。その間、被害者サポートセンターあいちの支援員の方に心情を聞いてもらったり、いろいろな支援を教えてもらったり、サポートの弁護士お二方も紹介してもらいました。サポートセンターのことは、事件早々から警察署の方にパンフレットをいただき、説明も受けていましたが、署名用紙の書式の間合せはできても、支援をお願いする電話はなかなかできない状態でした。そのようなときに、マスコミで紹介してもらった犯罪被害当事者ネットワークの「緒あしす」を立ち上げた方を介して、つながることができました。重大事件の場合は、直接警察の担当の方がサポートセンターに取り次いでくださると、もっと早い時期からセンターの支援が受けられたのではないかと思います。現在は当時とは違った対応がなされているのではないのでしょうか。

私どもは、犯罪被害者遺族となった途端、未知の世界に放り出されます。いろいろな支援の紹介だけでなく、その窓口まで手配してくださるようなコーディネーターが必要だと思いました。

これは埋葬許可書をもらうために、姉が役所に行ったときのことで、死体検案書を持参して行ったのですが、その書類がたらい回しにされ、そのたびに説明をしなければならなかったと言っていました。死体検案書の内容が内容だけに、多くの人目に触れさせたくありません。また、受け付けられた場所が一般の方と同じ場所だったために、周りの方に話の内容を聞かれるのにも抵抗がありました。今はこのようなことはないと思いますが、別室に通すなりして対応していただきたかったなと思います。

犯罪被害者ワンストップ支援センターのような支援体制であれば、一度の相談で複数の支援を受けることができるので、被害者の負担も軽減されると思います。

弁護士の先生方にサポートをお願いしてからは、公判前整理手続が終わるたびに、毎回検察庁でその内容を一緒に聞いてもらったり、公判が始まると、サポートセンターの支援の方々も含め毎回一緒に傍聴してもらいました。皆様方に同席してもらい、傍聴することは大変心強く助かりました。ただ先生方には大変申し訳ないのですが、弁護士という職業柄、時には被告人の弁護、また、今回のように被害者側のサポートをされるかと思うと、

複雑な心境になることも事実です。

裁判では、被告3人には国選弁護人がつきました。一審の裁判では1人の被告人に2人、二審では3人の国選弁護人です。私は費用を負担してサポートの弁護士を依頼しました。被害者側も加害者同様に、国選の弁護士をつけてもらえる制度に改めてほしいと願っていましたが、政府はやっと、今年1月13日から一定の事件に限ってですが、それも資力の制限のある、犯罪被害者等支援弁護士制度がスタートしました。

また、証拠資料のコピーを手に入れようと思えば、罪を犯した者は弁護人を通じて、タダで手に入れることができます。被害者側はコンビニで一枚5円のコピー代が40円かかりました。費用を抑えるために、欲しい資料も厳選せざるを得ませんでした。現在は、もう少しコピー代は減額されていると思いますが、実に不公平なおかしな制度だと思います。

さて、裁判は事件から1年1か月経ってようやく始まりました。遺族が公判を傍聴することはとてもつらいことです。初めて被告人を目にします。一度、その中の1人と目が合い、数分間、睨み合いの状態になったことがあります。このとき私は、絶対に先に目はそらさないとの思いで、相手を睨み続けました。まだ被害者参加制度もなく、傍聴席にいた私が彼らに怒りをぶつける方法はそれしかありません。凶器を目にしたり、娘の殺害状況を3人の被告それぞれから聞かねばなりません。娘が首を絞められた後、加害者Bに頭をハンマーで殴打されたときに言った、「殺さないって言ったじゃない。お願い、助けて。死にたくない。お願い、話を聞いて」との途切れ途切れの絞り出すような最後の言葉も、守ることができなかった私にとっては、つらく苦しい言葉として残りました。娘は生前、親しい人に、「一番の親不孝は親より先に死ぬことだから、私は絶対にそんなことはしない」と言ったそうです。薄れゆく意識の中で、1人残してゆく私のことを心配していたのではないかと思うと、胸が苦しくなります。

真実が知りたい、そして娘の味わった恐怖や苦痛を、少しでも共有してあげたいとの思いで、毎回足を運びました。全員の死刑判決を望んでいた私は、一審の加害者Cの無期懲役や、二審の加害者B、加害者Cの無期懲役に当然納得できません。加害者は納得がいかなければ控訴したり上告したりする権利がありますが、被害者には何もありません。検事さんに上告してもらうように何度も意見書を提出したり、検事総長や名古屋高等検察庁検事長宛てに、上告のお願いの手紙を出しました。そのためには一審判決後同様、判決文や公判記録を何度も読み返さねばなりませんでした。それは忘れたくないはずの娘の殺害状況を何度も何度も頭の中に擦り込む、とてもつらい作業でした。

また、裁判の場ではありませんでしたが、娘が発見されてから司法解剖に至るまでの100枚以上の証拠写真を見せてもらい、その中の数枚をコピーして手元に置いてありますが、一度もそのコピーを見ることができませんし、今後も見ることはないでしょう。

月日の経過とは別に、娘との時間はあの日以来止まったままで、進むことはありません。今でも31歳のままの娘が生きています。その娘は、幾ら声をかけても決して言葉を返してはくれず、ただ黙って笑顔を見せるだけです。その笑顔がいつしか、警察署で見た悲

惨な顔や証拠写真の無残な姿に変わるときに、耐え切れずに泣きながら、頭の中から娘を消し去ります。時間になるとほんの数分のことですが、私が生きている限り、この繰り返しが続いていくのでしょうか。だからといって、泣いてばかりいるわけでも、憎しみに満ちた生活を送っているわけでもありません。皆様方と同じように普通に生活していますが、二度と幸せを感じることはありません。ただただ、娘に会いたいです。

このように、私は娘の惨い姿につながる事件のことは忘れたいと思っていますが、世間の人にはこんなひどい事件が起きたことを忘れてほしくありません。そして、二度と同じような事件が起きないことを願っていましたが、残念ながら8年ほど前に、インターネットの掲示板を通じて集った男たちに、29歳の女性が突然車ごと拉致され、殺害、遺棄されるという事件が浜松で起きてしまいました。軽い気持ちで手を出した結果が、見知らぬ無関係の女性の命が奪われるという大きな事件になってしまいました。

闇バイトを使った強盗事件も同じです。一瞬の安易な行動が、一生を台無しにするかもしれないという大きなリスクをはらんでいるのです。誰でもが簡単に被害者、加害者となり得るネット犯罪は、他の犯罪とは区別して、厳しい刑罰を設けて抑止力にすべきだと思います。同時に家庭や教育の場でも、ネットの怖さもしっかり教えていただきたいと思えます。

この事件とは別に、12年ほど前にも、闇サイトを通じて集った3人の男たちに女子中学生が誘拐されるという事件が田園調布で起きています。幸いにこの女子中学生は何事もなく、御両親の元に帰ることができました。本当によかったなと思います。

この事件と娘の事件の大きな違いは、この事件は御両親に身の代金を要求しました。娘の場合は、娘本人にカードの暗証番号を言わせるという方法で要求しました。彼らは、なかなか暗証番号を言わない娘に対し、5分間のカウントダウンをして包丁で脅しました。娘はついに語呂合わせで、「にくむわ」とも読める「2960」という、嘘の暗証番号を彼らに伝えました。狭い車の中で、自分よりもずっと体格の大きい見知らぬ3人の男たちに囲まれ、手錠をかけられ、包丁で脅された状態で、嘘の暗証番号を選択した娘の心情を思うと、いたたまれない気持ちでいっぱいになります。加害者Aは、このときの震える娘の状態を、友人に立ち上げてもらったブログで、「ガッタガタ、マグニチュード10」と表現しました。当然、誰もこのような状態でやっと聞き出した番号が嘘の暗証番号だとは思いません。確認もせずに、すぐに命を奪ったのです。

娘が亡くなった後に知りました。命がけで守ったこのお金は、亡き主人とのマイホームを持つという夢を、娘が叶えようとして貯めていたお金だったのです。

私は事件後、仕事を辞めたまま現在に至っています。49日が済むと職場に復帰しましたが、署名活動の方はまだ忙しい状態でした。仕事を終え、活動する私の体を心配した姉に仕事を辞めるように説得され、活動は今しかできないと思い、辞職しました。

また、私は、一審判決の下された年の夏に、30年住んだ娘との思い出の詰まった住居を変りました。事件早々からの署名活動や取材により、私の個人情報全て流れてしまい

ました。女性の独り暮らし、娘の預金、そして署名用紙を求めて訪ねていけるほど明らかになった住所、それに輪をかけたのは、公判を傍聴して知った闇サイトに集う者の思考回路でした。彼らに死刑を科す活動していることを思うと、怖くてこのまま住み続けることができませんでした。

役所に市営住宅から市営住宅に変わることができるかどうかの相談に行きました。ちょうど犯罪被害者等基本計画に基づき規定の変更がなされようとしていて、平成20年4月に2か所の市営住宅が用意されました。これは決まった場所にどうぞという形でしたので、希望に沿わないと利用することができません。空いている住宅を選択できる方法にしていただければ、もっと利用できるのではないのでしょうか。私は用意された住居も利用できず、ほかの方法を考えざるを得ませんでした。

これまでにお話ししたことを短くまとめてみます。私はある日突然、見知らぬ3人の男たちによって、たった1人の家族である娘を惨殺され亡くしました。そのことにより仕事を辞め、30年住んだ住居を去り、裁判や署名活動で多額の費用を使いました。娘は真面目に生きていただけなのに、31歳という若さで強制的に人生を閉じられ、夢や希望、未来の全てを奪われてしまいました。片や罪を犯した者は、3食税金で食べさせてもらい、体調が悪いと診てもらえ、裁判では1人に2人や3人の国選弁護人をつけてもらい、犯罪心理鑑定等の手厚い弁護を受け、挙げ句に好き勝手な言動で、より遺族の心を逆なでします。娘の最後の言葉に耳をかさずに命を奪ったのに、自らの命は守ろうとして叶えてもらえません。これってとてもおかしいことに思います。

この言葉は二審の裁判のときに裁判長に向かって話した言葉です。

被疑者や被告人の人権や処遇は、憲法31条から40条に定められていますが、被害者やその家族の人権や処遇に対する条項は一行もありません。憲法に定めて、同じように扱ってほしいです。そうすれば、司法の場でも支援の場でも、被害者に対する扱いはもっと配慮されていくと思います。

彼らは楽してお金を得ようと、真面目な若いOLを拉致し、カードの暗証番号を聞き出し、預金を引き出し、最後は殺すと決めての犯行でした。娘が嘘の暗証番号を言ったために娘から奪ったお金が少ないからと、娘を殺害したその日の夜にも、同じような犯行を企てていました。それなのに、加害者Bを死刑から無期懲役に減刑した二審判決は、犯罪傾向性は進んでいないとして更生の可能性を選択しました。生育歴や心理テストやその他の手法を用いて行われた犯罪心理鑑定の結果も、犯罪の親和性は低いと結論づけました。加害者Bに対しては、攻撃性の少なさであるとか穏やかさが、むしろ表に出ているとまで言いました。結果、被害者が1人である本件では、死刑選択がやむを得ないと言えるほど悪質ではないとし、最高裁もこれを支持しました。

死刑選択に被害者の数がそんなに重要なのでしょうか。何の目的で誰をどのようにしたかという、犯罪内容が一番重要なのではないのでしょうか。その中にこそ、犯した者の人間性の全てが表れているのではないのでしょうか。全ての裁判が結審し、私の心に残ったのは、

娘の無念を晴らせなかった悔しさと司法に対する不信感だけです。

しかし、これで終わりませんでした。加害者Bの無期懲役が確定してから1か月もしないときに、加害者Bは娘の事件の9年前に起きた、被害者2人の強盗殺人事件で逮捕され、加害者Bの手によって娘が拉致された日と同じ、5年後の8月24日、当時と曜日まで同じ金曜日に起訴されました。また、その翌年には、娘の事件の1年前に起きた、被害者1人の強盗殺人未遂事件で逮捕、起訴されましたが、この事件の犯行日は、娘の30歳の誕生日の日でした。私には、娘が加害者Bの余罪を洗い出す応援をしてくれているように思えてなりません。これで、二審の裁判官や犯罪心理鑑定人の犯罪傾向性は進んでいない、犯罪への親和性は低いとした判断が誤りだったことが明らかとなりました。

この2つの事件の解決には、刑事さんたちの大変な働きがあったからだと感謝しています。この事件の担当ではない方からお電話をいただいたときに、「頑張ってくださいとお伝えください」と申しましたら、その方は、「私から見ても本当によく頑張っていますよ」という言葉を返されました。その言葉を聞いて、刑事さんたちの犯人逮捕にかける熱い思いを知ることができ、とてもうれしく思いました。ただ、欲を言えばもっと早くに事件が解決していたら、娘は今も元気で生活していたのではないかと思うと、残念でなりません。事件の早期解決が、次の被害者を生まないことにつながるのだと改めて思いました。

この2つの事件の裁判では、加害者Bは死刑、共犯者の2人は無期懲役が確定しています。

私は現在、殺人事件被害者遺族の会「宙の会」に入会していますが、この会の御遺族の多くは未解決事件の御遺族です。皆様もニュースで御存じだと思いますが、26年前に起きた、宙の会代表幹事である高羽さんの事件の容疑者が逮捕されました。このことは、いまだ未解決事件の御遺族にとって、大変希望になりましたし、捜査をされる捜査員にとっても励みとなったのではないのでしょうか。逮捕に至るまでに粘り強く捜査してくださった捜査員に大変感謝しています。

このように御遺族は一日も早い事件の解決を願い、大切な方の命日になると、情報提供を求めるビラ配りをされますが、私どもはそのチラシを受け取っていただくだけで元気をいただけます。素通りされると本当に悲しい気持ちになります。皆様の周りの方にも、このような場所に出くわした場合は、気持ちよく受け取ってほしい。そして、気がついたことがあれば、警察に連絡してほしいと、私がお願いしていたとお伝えいただければと思います。

宙の会の御遺族は、法体制確立の基にDNAを活用して犯人逮捕に結びつけたいとの思いがとても強いです。近年、DNA研究が進んでおり、海外ではDNAから似顔絵を作成し、長期未解決事件を解決しているという報道に接しました。日本は、そういう面では相当の後れをとっていると伺っています。警察の初動捜査や科学捜査の新しい拠点が、山梨県笛吹市に完成したそうですが、科捜研の技術開発研究にDNA活用技術が盛り込まれることを期待しています。

また、宙の会は、殺人事件の損害賠償判決に対する代執行制度の確立に向けても動いています。御存じの方もいらっしゃるかと思いますが、遺族は加害者に対し損害賠償を求める民事裁判を起こし、その判決で得た賠償金をほとんどの遺族は受け取っていません。私も彼らに対し訴訟を起こせば、それなりの判決が下されたでしょうが、彼らはお金目的で起こした事件です。支払い能力はないでしょう。裁判費用や弁護士費用がかかるだけなので、民事を起こす気にもなりません。

娘は生きていれば、引き続き社会生活を営み、老いゆく私の喜びとなってくれたでしょう。そんな娘の全てが奪われ、親の私にも多大な損害をもたらしておきながら、そのことについては、今の民事法ではゼロ回答で通るのです。何とも理不尽です。それだけではありません。この判決は10年を経れば時効を迎えます。遺族は時効を延長するために、再び訴訟を起こさねばなりません。それにはまた、費用がかかってしまいます。一旦判決が出たら、それを国が加害者に代わって遺族に支払い、その後、国が求償権に基づいて加害者に請求し続けるという制度で、資産や遺産相続等の差押えなど、あくまでも加害者責任を明確にし、追及する制度が必要です。刑事だけではなく、民事の判決も果たせるべきです。それは犯罪の抑止にもつながってくると思いますし、加害者と関わりたくない遺族にとっても、精神的な負担が大きく軽減されると思います。

現在、条例に組み込んで、上限を定めて代執行したり、再提訴費用を負担する自治体もあります。しかし、この場合は、同じ被害を受けても住んでいる場所によって、条例があるかないか、また、その内容がどうかで支援が受けられたり受けられなかったりと不公平が生じてしまいます。特に国が主体となって資金を提供し、どこに住んでいても同じ支援が受けられる体制づくりになることを願っています。この件については、政府が損害回復や経済的支援の在り方を検討するために、北欧や海外の事例を調査する方針を固めたようだと、去年8月の新聞で読みました。今後の動きがどうなるか、大変期待しております。

娘の事件に戻りますが、加害者Bは死刑から無期懲役に減軽された途端、謝罪の手紙を送りたいという申出もなくなり、何も言ってこなくなりましたが、2つの事件の裁判が開かれる2か月ほど前に、突然手紙が送られてきました。しかし、刑を軽くするための行動だと捉え、開封することなく、そのまま送り返してもらいました。本気で反省し謝罪する気があったら、これまでに行った犯行を自供していたはずですが。現に加害者Bを死刑から無期懲役に減刑した二審判決も、自らが行った行為に対し、正面から向き合って真摯に反省しているとまでは言えないとしています。無差別強盗殺人という凶悪重大事件を犯し、4年近く経っても反省できない人を、どうして更生の可能性があると判断できたのでしょうか。

もう1人、自首減刑で無期懲役が確定している加害者Cも、一審判決が下されたその日の取材に対し、「誰のおかげで事件が解決したかとの思いだったから満足している。今でも悪いことはバレなきゃいいという気持ちは変わらない」このように答えています。

では、12年後の彼らは変わったのでしょうか。NHK「事件の涙」取材班が2019年に発

行した「娘を奪われたあの日から一名古屋闇サイト殺人事件・遺族の12年―」という本の中に、C受刑者の手紙の内容と、B死刑囚が出版した本に関する記述がありました。

C受刑者は、事件について何を思うかという質問に対し、「何も思わない。闇サイト殺人事件は既に終わった事件で、12年も経過しているのですよ」と答えています。遺族は終わりのない苦しみや悲しみを抱えながら生きているのに。

また、加害者Bが獄中から出版した本を読んだ著者は、「読み始めた誰もが途中で投げ出したくなるほどの怒りをこらえながら最後まで読んだのは、加害者Bという人間をもう信じないと確信するための作業であったように思う。」と書いています。

これまでの裁判を通し、身勝手な欲のために、何の関係も落ち度もない人の命を簡単に奪える者は、善悪に対する根本的な考えが一般の人とは違うということを知りました。被告の1人は、殺害行為は仕事感覚だと言いました。ゴキブリを殺すのと一緒だと。人はどのような人でも、最低限の道德心は持ち合わせていると思っていましたが、それは大きな誤りで、きれいごとでは済まされない、どうしようもない人間が存在することを認識する必要があります。このように考えると、加害者の更生という未来の不確定なことを前提にして裁くのではなく、真面目に生きている人を守ることを優先して裁く司法であってほしいと思います。

これは去年6月に施行された拘禁刑についても同じ思いです。被害回復が可能な被害の場合は、更生を願われる被害者もいらっしやるでしょうが、大切な人の命を奪われた御遺族は、果たして更生を願っているのでしょうか。少なくとも私は、死刑を願って行動しました。死刑でない場合は、死刑のほうがまだマシだと思えるほどの刑務所生活であってほしいと願っていましたが、これでは一般社会で真面目に生活している人よりも楽な刑務所生活になるのではないかと危惧しています。

これまでに私が受けた一番大きな二次被害は、司法の世界にありました。裁判官の「被害者が1人だから死刑にするほど悪質でない」、弁護人の「被害者が1人で死刑になった事件に比べると、この事件はそれほどひどい事件ではない」など、司法の世界ではごくごく当たり前の文言が、どれほど私の心を傷つけたことでしょうか。

主人を急性骨髄性白血病で亡くして以来、当時1歳9か月だった娘を生きがいに、事件までの30年間をずっと一緒に暮らしてきました。1人の被害者といえども、私にとってはかけがえのない大切な娘でした。被害者の数を重要視する裁判官こそ、人の命を軽んじているのではないかとさえ思いました。また、裁判官の「殺害の態様が残虐性を増したのは、被告人らが想像しているよりも被害者が簡単に絶命しなかったため、殺害手段を次々と変えた結果であり」との言葉は、残虐になったのは、娘がさっさと死ななかったせいだと言われているような気がしました。残虐であろうとなかろうと、最後は殺すという目的のためには、どんな方法でもよかったです。

これとは逆に多くの人々が、遺族の心に寄り添ってくださったことは、とてもありがたかったです。同じように犯人に対し怒り、死刑は当然として賛同してくださったことは、

精神的に大きな支えとなり、暗くて深い闇の中を抜け出す元気と勇気になりました。また、手記を通しての御遺族や、直接お会いする御遺族など、同じような犯罪被害者御遺族の存在も、大きな支えとなりました。フラッシュバックしてどうしようもなく、つらく苦しくなるときは、同じような御遺族のことを思い、つらいのは私だけではないと自分自身を奮い立たせています。

最後に、娘が残した言葉を皆様に送りたいと思います。これは会社関係者の突然の死を悼み、「突然の別れ」という題で、mixi（ミクシィ）を通じて囲碁仲間にした言葉の一部です。

「人と人とのつながりって、普通に今日も明日も変わらずに続くと、無意識に信じてしまっていますが、今回みたいなことがあると思い知らされます。どうして、明日もまた、無邪気に会えると信じてしまっているのでしょうか。もっと身の回りの人との関係を、大事にしていかないとなって思いました。今この時が最後になるかもしれないのですよね。」

娘はこの言葉の3か月後に命を奪われました。

また、最後にこのように言っていました。

「今普通に生きている事だけで感謝しなければならないですよね。人間ってやっぱり1人じゃ生きられません。自分が意識していないところでも、きっといっぱい色んな人のお世話になっているんでしょうね。」

そして、私への遺言として受け取った言葉があります。

「悲しむより、楽しかった思い出を大事にして、何時までも忘れないでいよう」

娘は生まれ変わるとしたら、空とかになりたいといったそうです。事件後、事あるごとに虹が出ました。棺の娘が自宅に帰ってきた日、殺害現場を訪れ、そこを立ち去る途中、そのときに遺棄現場でも出たと聞きました。そして、これまでで一番きれいな虹を間近で見たのは、加害者Bが余罪で逮捕された翌々日でした。このとき私は、娘の事件が起きたときと同じ場所に出かけていました。帰りにお土産屋さんに行ったときです。突然、バケツをひっくり返したような雨が降ってきて、すぐ目の前の山に大きな虹が二重にかかりました。きっと娘も、加害者Bの逮捕を喜んでいたのでしょう。皆様も虹を見たら娘だと思って、今日の話を出していただくとありがたいです。

以上で私の話は終わります。長時間にわたり、御清聴いただきありがとうございました。